八　医療区分一の患者が六割以上入院している療養病棟については、第一、第二、第四及び第五の一(6)及び(7)を除く。)の基準に適合し、かつ、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方厚生局長等に届け出た場合であって、次のいずれにも該当するときには、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(1)のロの①から④までに該当するものとみなす。

(1)　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上が看護職員であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(3)　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

九　医療区分一の患者が六割以上入院している診療所である保険医療機関の療養病床については、第一、第二、第四及び第六の一の基準に適合し、かつ介護老人保健施設等への移行準備計画を地方厚生局長等に届け出た場合であって、次のいずれにも該当するときには、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の(2)のイに該当するものとみなす。

(1)　当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員及び看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上であること。

十　平成二十二年三月三十一日において現に精神病棟入院基本料の十対一入院基本料又は特定機能病院入院基本料の精神病棟の七対一入院基本料若しくは十対一入院基本料に係る届出を行っている病棟については、平成二十二年九月三十日までの間に限り、第五の四の二の(1)のイの④又は五の(1)のハの①の4若しくは②の4に該当するものとみなす。

十一　平成二十二年三月三十一日において現に緩和ケア診療加算に係る届出を行っている保険医療機関については、平成二十三年三月三十一日までの間に限り、第八の二十三の(2)に該当するものとみなす。

十二　平成二十二年三月三十一日において現に小児入院医療管理料1に係る届出を行っている病棟については、平成二十二年九月三十日までの間に限り、第九の九の(2)のホに該当するものとみなす。

十三　平成二十二年三月三十一日において現に緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、平成二十三年三月三十一日までの間に限り、第九の十三の(4)に該当するものとみなす。

別表第一　地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る手術

J013　口腔内消炎手術（顎炎又は顎骨骨髄炎等に限る。）
J016　口腔底悪性腫瘍手術
J018　舌悪性腫瘍手術
J031　口唇悪性腫瘍手術
J032　口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術
J035　頬粘膜悪性腫瘍手術
J036　術後性上顎嚢胞摘出術
J039　上顎骨悪性腫瘍手術
J042　下顎骨悪性腫瘍手術
J043　顎骨腫瘍摘出術
J066　歯槽骨骨折観血的整復術
J068　上顎骨折観血的手術
J069　上顎骨形成術
J070　頬骨骨折観血的整復術
J072　下顎骨折観血的手術
J072—2　下顎関節突起骨折観血的手術
J075　下顎骨形成術
J076　顔面多発骨折観血的手術
J087　上顎洞根治手術

別表第二　平均在院日数の計算対象としない患者

一　精神科身体合併症管理加算を算定する患者
二　児童・思春期精神科入院医療管理加算を算定する患者
三　救命救急入院料（広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る。）を算定する患者
四　特定集中治療室管理料（広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る。）を算定する患者
五　新生児特定集中治療室管理料を算定する患者
六　総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者
七　新生児治療回復室入院医療管理料を算定する患者
八　一類感染症患者入院医療管理料を算定する患者
九　特殊疾患入院医療管理料を算定する患者
十　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
十一　亜急性期入院医療管理料を算定する患者
十二　特殊疾患病棟入院料を算定する患者
十三　緩和ケア病棟入院料を算定する患者
十四　精神科救急入院料を算定する患者
十五　精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十六　精神科急性期治療病棟入院料を算定する患者
十七　精神療養病棟入院料を算定する患者
十八　一般病棟に入院した日から起算して九十日を超えて入院している患者であって、医科点数表第1章第2部第1節一般病棟入院基本料の注5に規定する厚生労働大臣の定める状態等にあるもの
十九　認知症治療病棟入院料を算定している患者
二十　短期滞在手術基本料1を算定している患者

別表第三　看護配置基準の計算対象としない治療室、病室又は専用施設

一　救命救急入院料に係る治療室
二　特定集中治療室管理料に係る治療室
三　ハイケアユニット入院医療管理料に係る治療室
四　脳卒中ケアユニット入院医療管理料に係る治療室
五　新生児特定集中治療室管理料に係る治療室
六　総合周産期特定集中治療室管理料に係る治療室
七　新生児治療回復室入院医療管理料に係る治療室
八　一類感染症患者入院医療管理料に係る治療室
九　短期滞在手術基本料1に係る回復室
十　外来化学療法加算に係る専用施設